

改正

平成21年5月12日要綱第109号

平成24年7月6日要綱第105号

調布市小規模契約事業者登録制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、市が発注する小規模な契約について、その受注を希望する市内の事業者の登録を行い、積極的に活用することにより、受注機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

第2 対象となる契約

小規模契約事業者登録制度（以下「登録制度」という。）の対象となる契約は、次の各号に掲げる契約とする。

- (1) 調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号）第27条の規定により随意契約によることができる予定価格の範囲内における契約
- (2) 内容が比較的軽易な契約であり、かつ、履行の確保が容易であると認められるもの

第3 対象者

登録制度の対象となる者は、主たる事業所（法人にあっては本店）の所在地が市内である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録制度の対象となることはできない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
- (2) 破産者であって復権を得ていない者
- (3) 営業の要件とされる登録、免許、許可等（以下「許可等」という。）を受けていない者
- (4) 調布市契約事務規則第5条第1項又は第24条第1項の規定により競争入札に参加する資格を有する者として登録されている者（以下「入札参加資格者」という。）
- (5) 既に納期の経過した市税を完納していない者

第4 登録の申請等

登録制度による登録を希望する者は、調布市小規模契約事業者登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人にあっては、商業登記簿謄本（交付の日から3月以内のものに限る。次号に規定する住民票の写しについて同じ。）
 - (2) 個人にあっては、住民票の写し
 - (3) 許可等を要する種目又は業種にあっては、許可等を受けていることを証明する書類の写し
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、調布市小規模契約事業者登録（承認・不承認）通知書（第2号様式）により当該申請した者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録することと決定した者については、各月の1日から25日までに登録の決定をした者については当該決定をした日の属する月の翌月の1日に、各月の26日から末日までに登録の決定をした者については当該決定をした日の属する月の翌翌月の1日に名簿に登載するものとする。

第5 登録者の取扱い

市長は、第2に規定する契約に係る業者の選定に当たっては、第4第3項の規定により名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）に受注の機会を与えるよう努めるものとする。

2 前項の規定は、入札参加資格者を第2に規定する契約に係る業者として選定することを妨げるものではない。

第6 登録の有効期間

登録の有効期間は、第4第3項の規定により名簿に登載された日（以下「名簿登載日」という。）から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以後の登録に係る有効期間については、名簿登載日から、当該名簿登載日以後最初に到来する平成21年3月31日の翌日から3年ごとに区分した期間の最終日に応ずる日までとする。

第7 登録内容の変更届

名簿登載者は、第4第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、調布市小規模契約事業者登録変更届（第3号様式）に第4第1項各号に掲げる書類のうち当該変更後の内容を証するものを添えて市長に提出しなければならない。

第8 登録の抹消

名簿登載者は、登録の抹消を希望するときは、調布市小規模契約事業者登録抹消届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により名簿登載者から届出書の提出があったとき、又は名簿登載者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該名簿登載者の登録を抹消することができる。

- (1) 第3に規定する対象者としての要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により登録の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めるとき。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行し、平成18年4月1日以後に締結する契約について適用する。

附 則（平成21年5月12日要綱第109号）

- 1 この要綱は、平成21年5月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市小規模契約事業者登録制度実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日要綱第105号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。
（調布市小規模契約事業者登録制度実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この要綱による改正前の調布市小規模契約事業者登録制度実施要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。